

富士国有林の地域別の森林計画書

第3次変更計画

(変更部分のみ)

(富士森林計画区)

計画期間	自	令和3年4月1日
	至	令和13年3月31日

関 東 森 林 管 理 局

富士国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 計画策定時に想定していなかった箇所において、「特別高圧電線路佐久間東幹線増強工事」が令和6年度より実施されることとなり、工事の実施に伴い伐採量が増加することから臨時伐採量を追加する。

なお、本計画は令和7年4月1日から適用する。

【変更項目】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	496	471	24	232	220	12	263	251	11
うち前半 5 年 分	273	258	15	130	122	8	143	136	6